

【法令名】

- 国家公務員の育児休業等に関する法律等の一部を改正する法律

【掲載官報】	平成 22 年 12 月 3 日 号外 255 号 9 ページ
【法令番号】	平成 22 年 12 月 3 日 法律第 61 号
【管轄省庁】	総務省
【施行期日】	平成 23 年 4 月 1 日
【法令のあらまし】	<p>【国家公務員の育児休業等に関する法律の一部改正】</p> <p>1 一定の常時勤務することを要しない非常勤職員について、子の養育の事情に応じ、子の出生の日から人事院規則で定める日（1歳に達する日から1歳6か月に達する日までの間）まで育児休業をすることができる。（第3条第1項関係）</p> <p>2 一定の非常勤職員（再任用短時間勤務職員を除く。）について、3歳に達するまでの子を養育するため、1日につき2時間を超えない範囲内で勤務しないとすることができる。（第26条第1項関係）</p> <p>3 防衛省の職員に準用し、必要な読替えを行う。（第27条第1項関係）</p> <p>【地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正】</p> <p>1 一定の非常勤職員について、子の養育の事情に応じ、子の出生の日から条例で定める日（1歳に達する日から1歳6か月に達する日までの間）まで育児休業をすることができる。（第2条第1項関係）</p> <p>2 一定の非常勤職員（再任用短時間勤務職員等を除く。）について、3歳に達するまでの子を養育するため、1日につき2時間を超えない範囲内で勤務しないとすることができる。（第19条第1項関係）</p> <p>【育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正】</p> <p>1 非常勤職員である国有林野事業を行う国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法の適用を受け</p>

WestlawJapan 法令あらまし

	<p>る国家公務員（再任用短時間勤務職員以外の非常勤職員にあつては、第11条第1項ただし書の規定を適用するとしたならば同項ただし書各号のいずれにも該当するものに限る。）について、介護休業をすることができる。（第61条第3項関係）</p> <p>2 1の介護休業の承認の請求を受けた農林水産大臣等は、当該請求に係る期間のうち公務の運営に支障があると認められる日又は時間を除き、これを承認しなければならない。ただし、再任用短時間勤務職員以外の常時勤務することを要しない国家公務員のうち、休業をすることができないこととすることについて合理的な理由があると認められる者として厚生労働省令で定めるものに該当する者からの当該請求があつた場合は、この限りでない。（第61条第5項関係）</p> <p>3 特定独立行政法人の職員及び地方公務員に準用し、必要な読替えを行う。（第61条第6項及び第7項関係）</p>
【改正される法令】	<p>国会職員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第108号）</p> <p>地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）</p> <p>育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）</p> <p>船員保険法（昭和14年法律第73号）</p> <p>厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）</p> <p>国有林野事業を行う国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法（昭和29年法律第141号）</p> <p>国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）</p> <p>地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）</p> <p>独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）</p> <p>地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）</p>